



事 務 連 絡
令和4年7月1日

特定非営利活動法人行方市スポーツ協会役員 各位
行方市スポーツ少年団常任委員・単位団委員 各位

行方市生涯学習課スポーツ推進室長

市内社会体育施設の利用制限の解除について（通知）

日頃より本市体育行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市内の社会体育施設（体育館・グラウンド・学校体育施設）についてはこれまで利用制限を設け利用可能としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が収まっている状況でありますので利用制限を解除し7月1日より通常の利用といたします。

これまで利用団体等の皆様にはご理解ご協力をいただき深く感謝申し上げますとともに、今後も引き続き感染対策にご協力下さるようお願い申し上げます。

記

1. 利用時間（通常どおり）
 - ①社会体育施設：8：30～22：00
 - ②学校開放事業：平日 18：00～22：00
休日 8：30～22：00
 - ③北浦体育館トレーニングルーム
 - ・8：30～22：00 まで利用可能（平日、土日祝）
 - ・最大利用人数5人まで
 - ・最大利用時間1時間
 - ・使用後、利用者は器具の消毒
2. 注意事項
 - ・施設内食事不可（水分補給のみ可能）
 - ・各運動場の更衣室・シャワー室利用不可
 - ・従来どおりの体調確認シート、名簿等の提出
3. 問い合わせ先 行方市教育委員会生涯学習課
スポーツ推進室（北浦体育館内）担当：馬場
電話：0291-35-2120